

奈良県総合医療センター 公的研究費取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県総合医療センター(以下、「センター」という)において、厚生労働省、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下、「交付機関」という)から交付を受ける厚生労働省科学研究費補助金、及び委託研究開発費(以下、「公的研究費」という)に係る取扱いに関し必要な事項を定め、公的研究費の適正かつ効率的な管理・運用を確保することを目的とする。

- 2 交付機関が別途定めた公的研究費に関する法令その他のルールがある場合には、それらの定めるところによる。
- 3 第1項に掲げる公的研究費以外の研究費の交付を受けようとする場合には、この規則を準用する。

(定義)

第2条 この規則において、各用語の意義は次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 「研究代表者」は、公的研究費に係る研究事業を1で行う者、又は、複数人で研究を行う場合はその研究事業の主たる研究組織に所属する者をいう。なお、同研究組織において複数の者がその研究を行う場合は、その研究の主たる部分を担当する者をいう。
- (2) 「研究分担者」とは、研究代表者から公的研究費の配分を受けて研究を遂行する者をいう。
- (3) 「研究担当者等」とは、前項の「研究代表者」及び「研究分担者」をいう。
- (4) 「研究機関」とは、研究担当者等が所属する機関をいう。
- (5) 「構成員」とは、センターに所属する公的研究費に関連する業務に携わる職員をいう。

(法令等の遵守等)

第3条 研究担当者等は、交付内定を受けた公的研究費に係る研究の実施にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)」、及びこれに基づく法令並びに交付決定等の通知書等に記載された事項(以下、「補助条件等」という)を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 センターに公的研究費に関する運営・管理の最高管理責任者を置き、総長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとする。
- 3 最高管理責任者は不正使用防止対策の基本方針(以下、「基本方針」という)を策定し、機関

内外に周知・公表するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 センターに公的研究費に関する運営・管理の統括管理責任者を置き、院長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、公的研究費の運営及び管理について最高管理責任者を補佐し、センター全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。
- 3 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正使用防止に関する「奈良県総合医療センターにおける公的研究費の不正防止計画」(以下、「不正防止計画」という)を策定し、機関内外に周知・公表する。その不正防止計画に基づき、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、実施状況を定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 センターに公的研究費に関する運営・管理のコンプライアンス推進責任者を置き、事務部長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者はセンターにおける公的研究費の運営・管理について、統括管理責任者を補佐し、実質的な責任と権限をもつものとする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、次の各号に定める業務を行わなければならない。
 - (1) 不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告する
 - (2) 不正防止を図るため、構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 構成員が適切に公的研究費の管理、執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(経理事務等の準拠)

第7条 公的研究費に係る契約事務、旅費事務、給与事務等に関する事務の取扱いは、第3条に規定する補助条件等の定めのほか、地方独立行政法人 奈良県立病院機構関係諸規則及びこれらに基づく定めによるものとする。

- 2 前項の場合において、補助条件等は地方独立行政法人 奈良県立病院機構内諸規則に優先して適用されるものとする。

(公的研究費の受入と管理)

第8条 公的研究費の受入及び管理は、研究費の種類毎に管理口座を開設して行うこととする。

(間接経費の受入と管理)

第9条 間接経費の受入及び管理は、センターが行うこととする。

2 前項により間接経費を納付した研究担当者等が他の研究機関へ異動する場合の当該間接経費の取扱いは、補助条件等に定められたとおりとする。

(公的研究費により取得した設備等・物品の受入と管理)

第10条 研究代表者が直接経費等により購入した設備、備品又は図書を取得したときは、研究担当者等の所属における設置使用が承認されたものとみなす。

2 研究担当者は設備等・物品の使用責任者として責務を果たすものとする。

(事故等の報告)

第11条 前条に規定する研究担当者等は、管理する設備等に起因して事故等が発生したときは、直ちに、その旨をコンプライアンス責任者に報告しなければならない。

(内部監査について)

第12条 公的研究費の適正執行を図るため内部監査部門を設置し、定期的に内部監査を実施する。内部監査部門は最高管理責任の直轄的な組織として位置づけ、コンプライアンス推進責任者を監査責任者とする。

2 内部監査部門は不正が発生するリスクを踏まえ、センターの実態に即して不正発生要因を分析する。そこから監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図ることとする。

(不正調査について)

第13条 公的研究費において、不正が疑われる場合の調査の手続き等に関し必要な事項は別に定める。

(細則)

第14条 この規則に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は 平成31年2月28日から施行する。